〔別紙１〕

随意契約理由書

神戸市

件　　名	西部処理場　1･2号非常用発電機駆動エンジン点検整備
契 約 業 者 名	ヤンマーエネルギーシステム株式会社
随意契約の理由	地方公営企業法施行令第21条の13第1項2号に該当する

随意契約の相手方を選定した理由

今回点検整備を行う西部処理場の1・2号非常用発電機の駆動エンジンは、停電等の非常時に電力を補う重要な発電機用駆動装置であり、もし機能不全が発生した場合、市民生活に重大な影響を与えることになる。

本点検整備は、駆動エンジンの点検及び部品等の取替を行うものである。

今回点検整備を行うエンジンは、ヤンマー株式会社（旧ヤンマーディーゼル株式会社）により製造・据付され、本作業を行うためには製造会社しか知りえない技術資料及び総合的な調整・整備のノウハウを有している必要があるため、当該機器の製造会社しか履行することができない。

製造会社であるヤンマー株式会社は当該機器のメンテナンスに関する営業を上記業者に譲渡しているため、本点検整備は上記業者しか履行することができない。

以上の理由により、上記業者と随意契約を行うものである。

担当部署 **（問合せ先）**	建設局中央水環境センター施設課　　（電話番号：641-2400）